

秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員条例

(昭和41年10月1日 条例第2号)

改正 昭和46年3月26日 条例第1号

昭和50年3月29日 条例第3号

(監査委員の定数)

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合の監査委員の定数を2人とする。

(その他の事項)

第2条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は監査委員が協議してこれを定める。

附 則

1 この条例は、昭和41年10月1日から施行する。

2 秦野市伊勢原町清掃組合監査委員条例（昭和36年秦野市伊勢原町清掃組合条例第2号）は廃止する。

附 則（昭和46年3月26日条例第1号）

この条例は、秦野市伊勢原市清掃組合規約を施行する日から施行する。

附 則（昭和50年3月29日条例第3号）

この条例は、秦野市伊勢原市環境衛生組合規約を施行する日から施行する。